関西生コン弾圧事件ニュース　NO. 7　2019年５月28日
＜本号６ページ＞

●本号の内容

１　静岡で関西生コン支援集会（5/27）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p1
２　奈良レミコン・コタニ運輸に抗議行動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p2
３　【裁判レポート】
底が割れた警察・検察のストーリー
① 5/22大阪地裁　宇部三菱SS・中央大阪生コン事件・・・・・・・・・・・・p2
② 5/23大津地裁　大津協組事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p4

仲間を返せ！　１９春闘交流会

５/25 連帯ユニオン支援・静岡集会

●静岡県平和・国民運動センターなど3団体が共催

5月27日（月）、「連帯ユニオン支援・19春闘交流会」が静岡労政会館で開かれ、100人近い地域の労働者や市民が参加した。春闘交流会実行委員会（県職県庁支部が事務局）、静岡県平和・国民運動センター、静岡県労働組合共闘会議の共催。

司会は自治労静岡県本部の大隅靖書記長、主催者あいさつは県職の松浦史明県庁支部長と平和センターの渡邉敏明会長。弾圧事件の経過と概要を全日建の小谷野書記長が説明したのち、関生支部の七牟礼副委員長が決意表明。宮里邦雄弁護士（元日本労働弁護団会長）が「労働基本権保障と刑事弾圧～関西生コン弾圧事件のねらうもの」と題して1時間にわたり講演した。

宮里弁護士は「労働組合そのもの、労働組合活動そのものをターゲットにしているという点で近年まれにみる弾圧事件。その捜査手法といい、規模といい、憲法28条そのものへの挑戦だ」と強調した。

5/25 奈良レミコン・コタニ運輸に抗議行動

5月25日、大阪広域協組と連絡をとりあって組合員を解雇したコタニ運輸（奈良県大和郡山市。奈良レミコン専属輸送）に対し、関西地区生コン支部は抗議行動。真夏のような炎天下に工場前に60人以上が結集し、力強くシュプレヒコールをくりかえした。

＊＊

【裁判レポート】

底が割れた警察・検察のストーリー

権力弾圧による裁判は大阪地裁と大津地裁の2か所でおこなわれている。

大阪地裁が宇部三菱SS・中央大阪生コン事件で、これはストライキが威力業務妨害だとされた。他方、滋賀県の大津地裁では湖東協組事件と大津協組事件が併合審理されていて、これらは事業者団体の生コン協同組合と関生支部が共謀してゼネコンを恐喝し、生コンを協同組合から購入させようとしたという筋書きで滋賀県警組織犯罪対策課が「事件」にした。

5月～7月はこれら弾圧事件の裁判が集中して開かれる。先週は22日（火）に大阪地裁で公判、21、23，24日と大津地裁の公判が連続してあったのだが、その公判を通じて、威力業務妨害だとか恐喝だという筋書きはまったく底が浅く、どうみても警察と検察が仕組んだえん罪にほかならないという実態が浮き彫りにされた。以下、公判であきらかになった問題点を順番にみていこう。（なお、6月も週3日とか週4日連続という過密スケジュールが2回もある。）

●5/22大阪地裁 宇部三菱ＳＳ・中央大阪生コン事件

「自作自演」の威力業務妨害

トラックの前に立ち塞がっていたのは会社側の５～10人

宇部三菱・中央大阪事件とは

宇部三菱SS・中央大阪生コン事件は、2018年12月12～13日、運賃引き上げを要求する輸送ゼネストが実施された現場2か所の争議行為を「威力業務妨害」としたものである。

宇部三菱セメントSS（サービスステーション＝貯蔵出荷基地）の件では18年9月18日に16人が逮捕され、もう1か所の中央大阪生コンについては同年10月９日に8人が逮捕された。さらに、同年11月21日、スト現場にはいなかった4人の役員と元役員が逮捕。逮捕者はのべ28人にのぼった。起訴されたのは現場でスト行動に参加した8人（そのうち5人は両方の事件で起訴）、現場にはいなかった役員ら3人の計11人。現場にいた組合員らの事件は大阪地裁で併合され2019年2月１日第1回公判。いなかった役員らの事件は大阪地裁で分離裁判で5月27日に第1回公判と複雑な構成になっている。（なお現場行動で逮捕・起訴された者はすべて処分保留で釈放、または起訴されたが保釈。しかし、現場にいなかった役員ら3人は勾留中。）

植田組の総務担当・江袋証人

5月22日の公判は第3回。はじめに検察側が追加の冒頭陳述を読み上げ、その後、検察側が請求した江袋（えぶくろ）氏の証人尋問がおこなわれた。江袋証人は、宇部三菱セメント（以下、UMと略）の専属輸送会社で、輸送だけでなくSSの管理業務も受託している植田組の社長の息子さんで、総務担当。

検察は江袋証人に要旨次のように証言させた。

①12月12、13日の両日、関生支部の組合員らが、SSに入場しようとする車両、あるいはSSから配達先に出場しようとする車両の「前に立ち塞がって入場、または出場を妨害したので業務できなかった」。こういった趣旨の証言を、2日間にSSにやってきた車輌1台ごとに時系列順に証言させた。

②関生支部の組合員が車両の車検証の貼付位置を見とがめ、長い時間にわたり入場を妨害された。別の車両についてはタイヤが摩耗していると因縁をつけられ、レッカー移動させられるはめになった。

前週の5月15日第2回公判では、検察が、SSの監視カメラや会社側や警察のビデオ撮影した動画を延々4時間近くも法廷で再生したのだが、以上の江袋証人の主尋問はその動画のいわば内容説明にあたるものだった。事情を知らない第3者（裁判官もそうだ）が、その動画を見て、そして江袋証人の証言を聞くと、「なるほど、関生支部はセメントを積み込みにやってくる車両の前面や周囲に群がって、SSへの入場やSSからの出場を実力で阻止する行動を2日間にわたりくりかえしたのか」と思ってしまうかもしれない。

当日はセメント配送の注文がなかった

しかし、組合側弁護人の反対尋問によって、この「威力業務妨害」は会社の自作自演だったという真相があきらかになった。

江袋証人は、組合側弁護人の尋問で次のような事実を認めざるをえなかった。

まず、スト実施の3日前、会社関係者が事務所2階の食堂に集まり、当日の役割分担を決めた。江袋証人はSSにやって来る車両の前面に立つ役割を割り振られ、おなじように車両の前に立つ役割となった会社側の人間は5～10人いた。これに対し、スト当日、組合員は車両の斜め前方から運転席に向かってストへの同調をよびかけたり、ビラを渡そうとしていたにすぎなかった。

さらに驚くことに、スト当日、SSにはセメントの注文がほぼなかった。積み込んでSSから出場した車両が1台あるが、このがの配送先はその時点で決まっていなかったというのである。語るに落つるとはこういうことを指すのであろう。

車両を止めていたのは会社側の人間で、注文もなかった。つまり、威力業務妨害は「自作自演」にほかならなかったということである。

まさに、大阪広域生コン協組と大阪府警がぐるになって仕組んだ権力弾圧だったのだ。

●5/23　滋賀県・大津地裁 大津協組事件

「ねつ造」は検察のお家芸なのだろうか？

明らかにされたコンプライアンス活動の実態

大津協組事件とは

滋賀県の大津地裁では、湖東協組事件、大津協組事件が併合審理されている。いずれも関生支部がおこなっていた建設現場の「コンプライアンス啓蒙活動」を恐喝未遂とか恐喝だとしたものだ。

昨年7月に湖東協組事件で最初の逮捕者（協同組合の理事ら）が出てから、現在までに事業者が6人逮捕（起訴は5人）、組合側が18年8月９日、同月28日、11月27日（これは大津協組事件）、19年2月５日、同月18日の5回に分けて、じつにのべ28人が逮捕（全員起訴）された「大事件」。ゼネコンに対して協同組合から生コンを買わなければ「大変なことになりますよ」と理事たちが凄んでみせ、これに呼応して関生支部が建設現場の「軽微な不備に因縁を付けて」いやがらせをくりかえしたり、ビラをまいた。これは協同組合と関生支部の共謀による恐喝にほかならない――それが滋賀県警組織犯罪対策課が描く筋書きだ。湖東協組事件は大手ゼネコンのフジタ、大津協組事件はセキスイハイムが被害者とされている。

逮捕者が出るたびに警察発表を垂れ流してきたサンケイやNHKの報道しか知らないと、また、レイシストたちがばらまいたyoutubeや大阪広域協組が作成した動画（コンプライアンス活動ではなく争議現場の一場面だけを切り出した動画）しか見たことがないと、多くの労働組合関係者までもが「関生支部のことだから、コンプライアンス活動とはいっているけど宣伝カーで大勢が現場に押しかけたんだろうな」と思っているようだ。

だが、実際はどうだったのか。

セキスイハイムの現場監督が証人

5月23日は大津協組事件の証人尋問。セキスイハイム近畿が施工していた戸建て住宅建設工事の安全管理担当の現場監督が証人だった。

検察はまず、現場を訪れた関生支部の組合員たちのことを指して、「それでは、これからは”男ら”あるいは”連帯の男ら”と呼びますね」と言って尋問をはじめた。いつ、どこで、だれが、どんな行為に及んだのか。刑事事件なのだからそんな風に立証していくのかと思いきや、ちがうのである。個々人の人格などどうでもいい、十把一絡げで組織犯罪集団扱いして、「つぎに”連帯の男ら”はどうしましたか？」「そこで”連帯の男ら”がそう言ったわけですね？」などと尋問していったのである。男らは何人だったのかも気にしていない。

そうやってすすめられた尋問内容を要約すると次のようになる。

・17年3月３日、朝9時～13時まで、現場に到着したトラックが、車両に据え付けられているクレーンを使って運んできたユニット（住宅の部材）を荷下ろする作業を予定していた。近所迷惑にならないよう一気に作業をすすめ、昼休みは作業を終えてから取ることにしていた。

・そこへ「連帯の男ら」がやってきた。「道路使用許可証を見せろ」と言ってきた。また、いやがらせかと思った。現場監督は断った。

・すると次に男らは、すこし離れたところで待機していたトラックのところで、フロントガラスに貼ってあるはずの車検証が見えない、助手席の窓が見えないなどと因縁を付け、トラックの運転手とも

めていた。警察が来るまで車両を動かすなと言われ、そのため作業の続行を断念せざるをえなくなり、昼休みを前倒しすることにした。・・・

さすが検察。これだけ聞くと、関生支部がいかにも「軽微な不備に因縁を付け」て作業を妨害していたんだなと思わされる尋問だ。

ねつ造されたストーリー

しかし、弁護側の反対尋問であきらかになった活動の様子はまったく異なるものだった。

弁護側は反対尋問に先だって、組合が保管していた当日の記録映像（10分弱）を証拠として提出。その映像は当日の法廷では再生しなかったが、その動かぬ証拠をもとに活動のほんとうの実態をひとつひとつあきらかにし、証人にそれを認めさせていった。

まず第1に、セキスイハイムのこの工事現場を訪問したのは組合員3人だった。ひとりが現場監督を呼んでもらい、出てきた監督に「監督さん、すみませ～ん。生コン産業政策協議会です、いつもお世話になっています」という調子で、自分たちがコンプライアンス啓蒙活動をしているので協力をお願いしたいと話したのだった。命令口調などではなかった。

組合員が最初に話したのは「道路許可証を見せろ」ではなくて、トラックの車検証のことだった。検察が証言させたできごとは、組合に因縁を付けられたせいで業務がストップしたかのように印象づけるために、時系列が相当に入れ替わっていた。弁護士は、その都度、「今日提出した、組合が当日の様子を記録した映像には移っているのだが、順番はこうだったのではありませんか？」と証人に確認を求めるのだが、証人は「覚えていません」か黙ってしまうのだった。

車検証の件では、組合員の指摘で1台目の車が車検証を貼ったので、それを確認しに走って行った組合員が戻ってきて、監督に「オーケーです。ありがとうございました。免許証に（道路運送車両法違反で）傷が付いてもしょうがないしね」と言った。

そのとき、待機していた2台目のトラックの助手席の窓にカーテンが掛かっていて歩道側が見えなくなっていることに監督が気づき、自らトラックに近寄って行き注意した。その際、フロントガラスに貼付されていた車検証が仮のもので、しかも上部のスモークがかかった箇所に貼られていて見えにくいことがわかった。組合員が「このままではまずいので、どうするかは監督さんが判断してください」と言ったところ、それが適法かどうかを警察を呼んで確認することになった。警察官が臨場するまでのあいだはトラックを動かさないよう監督が指示した。そしてしばらくしてから車検証が見えないのはやはり違反だと判断されたので、車検証を張り直すことになった。組合員が因縁を付けたので作業がストップしたのではなかった。（証人は「覚えていない」を連発したのだが。）

カラーコーンが配置されず、ガードマンも不在

この車検証をめぐるやりとりが一段落したのちに、検察の尋問では乗り込んできた”連帯の男ら”が最初に切り出したことになっている道路使用許可のことに話題が移った。

トラックはユニットなどを荷下ろしするために公道上に駐車して作業することがある。その場合は道路使用許可を取る必要がある。許可証発行にあたっては、通行人の安全確保や交通事故を防ぐために、トラックの周囲にカラーコーンやガードマンを配置することなどの許可条件がつけられることが多い。だが、関生支部が2月25日にこの現場に立ち寄ったときには、カラーコーンも置かれておらずガードマンも配置されていなかった。道交法違法で作業させていたのである。

そんな経緯があるので、組合員は3月３日に道路使用許可を見せてほしいと申し入れたのだ。

弁護士「この前はこうだったけど、今日はどうですか？　そういう聞き方をされたのでは？」

証人「覚えていない」

監督は結局、道路使用許可を見せなかったのだが、それは見せると都合が悪かったからだ。この日もガードマンは配置されておらず、弁護士が「ガードマンがいなかったですね？」と確認を求めると、証人は「ガードマンもあっちこっち行ったりしていますから」と言い訳にもならない答えをした。

弁護士「でも所定の場所に居ないとダメでしょう？」

証人「・・・・」

お粗末きわまりない

以上が証言のあらましである。ちなみに、この現場監督は安全管理担当なのだが、弁護団が反対尋問のはじめに、「安全のお仕事をされているなら、ハインリッヒの法則というのをご存じでしょう？」と尋ねたら「知らない」と答えた。なんともお粗末である。

お粗末という点では検察の筋書きもお粗末そのものというほかなく、恐喝事件に仕立てあげるための「ねつ造」だったといってもいいのではなかろうか。でも、考えてみると、有名な厚労省・村木厚子さん事件(完全なえん罪事件で長期にわたり勾留された)では、ご記憶の方も多いと思うが、検察は証拠のフロッピーディスクを自分たちの描いた筋書きに合わせるために細工して裁判に提出したのだった。検察はねつ造のプロなのかもしれない。この日の公判を傍聴してそんな感想をもった。

コンプライアンス活動は産別労働運動のイロハのイ

ちなみに、関生支部の「コンプライアンス活動」は、基本的には3人一組で、ほぼ連日のように、さまざまな建設現場を対象におこなわれてきた。特定のゼネコンだけを対象にしたわけではなく、まして大人数で押しかけるような活動ではない。

海員組合、全港湾、全建総連などの産別組合が「インスペクション（査察）」「安全パトロール」などの呼び方で、現場を定期的に巡回し、安全や労働条件の法令違反や違法業者の有無を調査、指摘、申告するのとほぼ同様の活動である。産業別労働組合の活動としてはイロハのイであり、欧米の労働組合ではごく常識的といっても過言ではない。企業内の従業員組織ではないのだから。

建設現場は法令違反と不正の巣といっても過言ではない。いつまで経ってもそれはなかなか変わらない。ゼネコンはそんな建設現場を「アンタッチャブル」のままにしておきたい。警察は警察で、労働組合が企業のわくをこえて活動し、社会的な役割を果たすようになり、大企業中心の秩序を脅かすような存在に成長することを忌み嫌う。そんなかれらが目の敵にしてコンプライアンス活動を恐喝だと決めつけて事件にしているのである。